

第 8 期介護保険料(案)

二宮町の令和 3～5 年度の保険料の基準額 57,600 円（年額） [参考 4,800 円（月額）]

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料 (年額)	第 7 期保険料 (年額)	差額	
1	生活保護受給者の方					
	・ 高齢福祉年金受給者の方 ・ 本人の前年の年金収入等 が 80 万円以下の方	基準額×0.5 (基準額×0.3※)	28,800 円 (17,280 円※)	26,700 円 (16,020 円※)	2,100 円 (1,260 円)	
2	世帯全員が市 町村民税非課 税の方	・ 本人の前年の年金収入等 が 80 万円を超え、120 万円 以下の方	基準額×0.75 (基準額×0.5※)	43,200 円 (28,800 円※)	40,050 円 (26,700 円※)	3,150 円 (2,100 円)
3		・ 本人の前年の年金収入等 が 120 万円を超える方	基準額×0.75 (基準額×0.7※)	43,200 円 (40,320 円※)	40,050 円 (37,380 円※)	3,150 円 (2,940 円)
4	世帯の誰かに 市町村民税が 課税されてい るが、本人は非 課税の方	・ 本人の前年の年金収入等 が 80 万円以下の方	基準額×0.90	51,840 円	48,060 円	3,780 円
5		・ 本人の前年の年金収入等 が 80 万円を超える方	基準額×1.00	57,600 円	53,400 円	4,200 円
6	本人が市町村 民税課税の方	・ 本人の前年の合計所得金 額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	69,120 円	64,080 円	5,040 円
7		・ 本人の前年の合計所得金 額が 120 万円以上 190 万円 未満の方	基準額×1.30	74,880 円	69,420 円	5,460 円
8		・ 本人の前年の合計所得金 額が 190 万円以上 290 万円 未満の方	基準額×1.50	86,400 円	80,100 円	6,300 円
9		・ 本人の前年の合計所得金 額が 290 万円以上 400 万円 未満の方	基準額×1.70	97,920 円	90,780 円	7,140 円
10		・ 本人の前年の合計所得金 額が 400 万円以上の方	基準額×1.90	109,440 円	101,460 円	7,980 円
11	・ 本人の前年の合計所得金 額が 500 万円以上の方	基準額×2.10	120,960 円	-	19,500 円 (※※10 段階 からの差)	

※公費投入による負担軽減後の保険料率及び保険料

保険料につきましては、今後の認定者数及びサービス利用の増を勘案すると、介護保険準備基金を活用したとしても、第 7 期と同額では運用できず、増額を余儀なくされる状況です。約 3 億円残高がある基金のうち、3 年間で 1 億 6,900 万円取崩しを行いながら、保険料の増額をできるだけ抑制するために、所得段階を一段階追加し、第 11 段階を創設いたします。

保険料の情報は、『二宮町高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画』の〇ページに掲載いたします。